

東京大学大学院工学系研究科附属トランスポートイノベーション研究センター規則
(令和6年12月12日 制定)

(設置)

第1条 東京大学大学院工学系研究科（以下「工学系研究科」という。）にトランスポートイノベーション研究センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、工学系研究科附属教育研究施設として、物流・交通等の分野の技術革新に関する教育研究を行うことを目的とする。

(センター長)

第3条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、工学系研究科の専任教授のうちから研究科長が推薦し、工学系研究科教授会の議を経て、決定する。

3 センター長は、センターの管理及び運営を総括する。

4 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 センター長に事故があるときは、センター長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(運営委員会)

第4条 センターに、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、センターの運営に関する重要事項を審議する。

3 運営委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

4 委員長は、センター長をもって充てる。

5 委員は、次の各号に掲げる者に研究科長が委嘱する。

(1) 副研究科長 1名

(2) センター専任の教授又は准教授 若干名

(3) 工学系研究科内の関連する専攻等の教授又は准教授 若干名

(4) 学内の専任の教授又は准教授 若干名

(5) その他センター長が必要と認めた本学教職員 若干名

6 前項第3号から第5号までの委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務)

第5条 センターの事務の処理については、別に定める。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営その他の必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和7年2月1日から施行する。

2 この規則の施行後最初に任命されるセンター長の任期は、第3条第4項本文の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。